



Title	義公水戸光圀卿
Author(s)	江崎, 政忠
Citation	懷徳. 1931, 9, p. 160-177
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88842
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

宗の書も參考する必要がある。

書は姓名を記すに足ると豪語した古人もあるが成らうことなら書はうまく書きたいものである。然し幼少の頃からペンや鉛筆を使ひ習された吾々は、到庭古人のやうに筆は使ひこなせぬ、よし及ばないにしても古人の風韻を學んで暫らく現世を離脱することができればこれもまた一つの樂みであらう。

義公水戸光圀卿

江崎政忠

私は青年時代から史學に深い趣味を持ち、それに關する書籍や、人物の傳紀などを愛讀し、老年の今日も猶且つ暇さへあれば、この著作に讀み耽つてをります。つくぐと思ひますに、我が皇室におかせられては、御歴代いづれも叡明にわたらせられたことは、申す迄もございませんが、その間また此の明君を輔け、皇室の御爲め、我國のため、國民のため、盡瘁された——國家に功勞のあつた賢相名臣は、決して少なくはありませんが、しかし我國三千年の歴史を通じて、古今に優越したる大人格者——いづれの點から見ても、少しも缺點を見出だせない大人格者は誰であるかと問はれましたら、

私は即座に我が義公水戸光圀卿その人であると答へるに躊躇いたしません。公は恐らへ今古を通じての第一人者ではないかと、私は茲に斷定したいと思ひます。

古往今來、英雄、豪傑、達人の士は、文事に、武事に、政事に、隨分多いのは申す迄ありませんが、文事あるものは武に乏しく、武あるものは文事に晦く、また政治家として隆々の名があつても、德行節操のこれに伴ふものは、殆ど絶無と申しても宜い程であります。然るに我が義公光圀卿こそは實に此の間に於ける亭々たる巨樹として天に聳わたるの觀がございます。公が薨去の日まで始終その側近に侍した井上玄桐の筆記によれば、

『公は學六藝を綜べ、才庶物に周く、忠廟堂を輔け、恩封疆に濡ひ、孝友家族に篤く、信義交遊に伸び、嫡庶の分を正し、進退の機を審にし、聲色に溺れず、讒佞に惑はず、斯の如き德兼備し給へば普通の英雄に比等申すべきにあらず、賢人と喚奉ることも愧べからざるか』とあります。また彼の朱舜水が、その知人の陳遵之に與へた書中に

『上公盛德、仁武聰明、博雅從諫弗拂、古今罕有』

と申して居りますのを見て、公の人と爲りの一斑を知ることが出来ようと思ひます。

文事に於ける公は、國學に、漢學に、その蘊奥を究められたばかりでなく、武術もその十八般に亘りて殆ど究められざるものもない程でありましたが、公は太平の世に其の生を享けられたために、武

事に關することは、文事に比して顯はさるゝ機會がなかつたのでございます。私は茲に再び申しませう、公の忠、公の孝、公の義、公の悌、而して公の信、この五つを、公の如く完全にその身に具備した人が、古來果して幾人ありましたでせうか、この點、實に私が公を以て天下の第一人者と申す所以でございます。

公の一代の事蹟につきましては、一々これを述べ盡すことは、到底出來ません——で、私は左に私が特に感した一二について申し上げたいと存じます。由來、公の事蹟を書き記したものは、なかく少なくありません。舊藩時代にては、公が薨去の翌年、肅公の命を承けて、儒臣安積澹泊、中村篁溪、栗山潛鋒、酒泉竹軒の人々が、協議編述した『義公行實』三木之幹が富田清貞、牧野知高等に共に編纂した『桃源遺事』公が薨去の其日まで終始近侍してゐた井上玄桐が當時目撃見聞した事實を筆記して安積澹泊に送つた『玄桐筆記』それに中村篁溪の『義公遺事』安積澹泊の『西山遺事』(舊名御行實附錄)があり、降つて小宮山楓軒が三十五部の書を引證して述作したといふ『義公年譜』などありまして、いづれも公の行實を知る上に最も信憑すべきものであると思はれます。また此の以外には、佐々十竹の『十竹齋筆記』安藤年山の『年山記聞』久方蘭溪の『久方定明見聞錄』小山宮楓軒の『水城金鑑』『耆舊得聞』立原翠軒の『西山遺聞』『郷黨遺聞』高倉胤明の『西山遺事』『里老雜話』それから『人見雜記』武林隱見錄』『常山文集』『常山詠草』『西山隨筆』『契沖遺事』『源流綜貫』『史館舊話』『憲廟實錄』

『太平年表』『續王代一覽』『弘賢覺書』『新著聞集』『翁草』『水戸紀年』『野史纂略』などは、皆、公に關する事蹟を記述してゐるのでございます。

以上の文獻のうち、私の通讀したものは、僅に『義公行實』『桃源遺事』『西山遺事』その外二三種に過ぎませんが、その他には『名將言行錄』『藩翰譜』『日本人名辭書』『國史大字典』等に掲載された略傳は、一通り讀んで見ました。それから明治以降に於ける公に關する著書で、私の親しく寓目しましたものは

『水戸義公傳』 佐藤進著 (明治四十三年九月出版)

『水戸學』 高橋義雄著 (大正五年十月出版)

『勤王の倡首
復古の指南 水戸義公』 矢田勇著

『水戸學新研究』 雨谷毅著

『義公略傳』 (義公生誕三百年
記念會出版)

などで、此のうち矢田、雨谷、兩氏の著及び記念會出版物の三種は、いづれも公が生誕三百年記念祭に際し出版されたもので、是等の著書は、前掲諸書を參酌記述せられ、その著者によりて多少の觀察點を異にした所もありますが、その主要點に對しては殆んど皆一致して居ります。

さて我が義公に關する多くの事蹟のうちで、抑も何が一番大きい事かと申せば、何といつても大日

本史の著述で、七十三年の公の生涯のうち、公が最も心血を濺がれたのは、この事業でございます。現にその當時の皇統は北朝におはしたがため、公が直筆せられることを危み、これを強諫した侍臣もありました程で、實際、公の決心は非常なものでありました。即ち『天下我を知るも此の書にあり、天下我を罪するも亦この書にあり』との堅き信念の下に、若し此の書のために如何なる憂目に遭ふことがあるとも、更に厭ふ所でないも、斷々乎たる大決心を以て、その事業に従事されたので、その言の公明、その行の正大、全く天下萬世の龜鑑たるべきものであります。

此の大日本史は、皇祖以降明德(西曆一六五七年
皇紀二三一七年)に至るまで、上下二千載に涉り、目錄三卷、修史例、引用書目各一卷、本紀七十三卷、后妃傳十二卷、皇子傳十四卷、皇女傳六卷、群臣傳七十三卷、將軍傳八卷、將軍家族傳四卷、將軍家臣傳二十二卷、文學傳五卷、歌人傳四卷、孝子義烈烈女隱流方伎の五傳各一卷、叛臣傳四卷、逆臣傳一卷、諸蕃傳十二卷、合せて二百四十三卷の巨帙であります。そして之を編纂するに際し、公は如何に大なる努力と苦心とを以てせられたか、如何に長き歲月と多大の勞費とを支拂はれたかは、實に想像に餘りある次第で、その材料の蒐集、搜索には及ぶ限りの力を致されたばかりでなく、その集り來つた典籍文書については、その異同を對照し、正偽を校訂し、一々考證して殆ど遺漏なきことを期し、かくて直筆大書せられたもので、現に水戸彰考館の文庫に保存されつゝある此の大日本史の原稿を、先年私は親しく同文庫に就き拜見致しましたが、幾度も其稿を改

められ、且ついづれも朱筆を以て其の文稿を刪止されたもので、公みづから筆を執つて斧正せられた所も少くはありませんでした。實際また公は、その編纂に就き、みづから儒臣を指圖せられたのみでなく、その夥しき參考書類をも一々眼を通され、各儒臣が分擔起草したものも、悉くみづから檢閲加筆され、幾度か其の稿を改めるよう命ぜられたことも明瞭に推斷されるのであります。斯の如き次第で、大日本史は尋常一樣の歴史の編纂とは全く其選を異にして居ります。

それで、此の大日本史は、公の在世中には本紀も列傳も尙未だ完成することが出來ず、公の薨去後十六年、即ち正徳六年(西歷一七一六年
皇紀二二七六年)に至りて始めて完成したもので、水戸家四世宗堯(即ち成公)の時に全部繕寫して、假に『大日本史』といふ名で、幕府に獻納されたのであります。幕府では大日本史が南朝を正統と立てゝあるに、當時の天皇は北朝の系統におはすのを以て、朝廷の忌諱に觸れることを恐れ、此の書を京都に差上げなかつたばかりか、その上梓をさへ許さなかつたのであります。然るに朝廷に於ては、却つて一日も早く進獻あらんことを望ませたまふ御内意が明かに伺はれましたから、幕府も已むを得ず上梓を許すこととし、文化六年(西歷一八〇九年
皇紀二四六九年)に至り、公の五世の孫治紀(即ち武公)は、本書に大日本史と題する勅許を請ひ得て、翌七年(西歷一八一〇年
皇紀二四七〇年)二月、刻板二十六卷を朝廷へ獻納に及びましたので、光格天皇には之を嘉納あらせられ、左の通りの優渥なる勅詔を賜はつたのであります。

『專據國史、博考羣籍、爲一大部之書、昭代之美事、堂構之業、勤勞可想、撫字之暇、宜相續卒業』

と、是れ實に公の薨去後一百十年目のことでありました。その後七世の孫齊昭(烈)の時となつて、紀傳を補修し、全部刻板して朝廷及び幕府に獻納し、且つ廣く之を天下に頒つことになつたのであります。今、世に行はれてゐる本紀列傳は即ち是れで、此書の全部校刻を終つたのは嘉永四年(西曆一八五二年)で義公の薨去後實に一百五十年目に當るのであります。かくて明治年間に至り、志表も完成し、公が最初大日本史の編纂に着手されてから約二百五十年にして、紀傳、志表、全部三百九十七卷が悉く大成したのでございます。

さて我が義公が修史の大目的は何であつたかと申せば、皇統を正し、君臣の分を明かにし、鑑戒を後の世に垂れようとされたもので、皇統の正閏を別つには三種の神器のある所を以て正統の所在と定め、たとひ天下の實權を掌握せられても、踐祚して祖宗の神器を承けさせられぬ場合は、御歴代に加ふべからざるものとされたのであります。公は此の見地から、神功皇后は踐祚されず、唯攝政におはせしため、天皇の御序次から省いて后妃傳の中に列することゝし、また其の當時まで御歴代より除かれてあつた天皇大友(明治に至り諡を弘)は、神器を承けて帝位に即かれしゆゑ、天智天皇の次に列することゝし、淡路廢帝(明治に至り淳仁)と九條廢帝(明治に至り仲恭)とを御歴代に列することゝし、安徳天皇は神器を擁して西海に幸せられしことゆゑ、正統と認め、神器京都に還るに及び後鳥羽天皇を正統と認め、南北朝となつては、神器が吉野にあるため南朝を正とし、京都の北朝を閏と認めるのであります。

對立五十餘年、後龜山天皇の朝に至り、南北の講和成立し、神器を後小松天皇に譲られてから、皇統一に歸したので、大日本史の筆は茲に止められたのであります。その間、長慶天皇は南朝後村上天皇の後を承け、御即位あらせられ、後に皇太弟後龜山天皇に御讓位あつたことを、諸書を引用し、適確に之を認めて御歷代に列せられたるなど、その調査の周到にして千古に冠絶したる卓見として、洵に敬服に堪へざる次第でございます。此の大日本史が公刊されて以降、我が皇統並に南北兩朝の正閏に關する國論が全く一致したので、明治維新後にては、總て之を基として定められた如く、今日の皇統譜も皆この大日本史と合致してをります。そして長慶天皇も、昭和の大御代となつて種々調査の結果終に御歷代の中へ御加へになつた次第で、これで皇統譜と大日本史とは全然一致することゝなつたのでございます。

公は斯る見地から、その頃まで楠木正成を忠臣と認めないばかりでなく、甚しきは北朝の天子に弓を彎いたるものとして賊臣とさへ呼ぶものゝあつたのを慨し、公は南朝を以て正統の天子と認め、この天皇に對し粉骨齏身の誠を盡したる正成を以て無二の忠臣とし、しかもその正成の墓表が未だ勒せられてないのを遺憾とし、遙々侍臣を津國湊川に遣はし、攝河泉三州の石を以て碑を建て、壇を作り、みづから筆を援いて碑面に『嗚呼忠臣楠子之墓』の八字を題し、その碑の裏面には曾て朱舜水が加州前田侯のために選んだ『楠公贊』の一文を、京都の人岡村文春に書かせて、これを彫刻させたばかり

でれく、その塔中の石棺に一面の圓鏡を藏められましたが、これには「楠正成靈、源光圀作之」と刻み込まれてあつたのです。そして其の碑を建てた附近に數畝の田を購ひ、これを廣巖寺の僧千巖に與へて香華の料に充てられたのでした。その碑は今、神戸湊川神社の境内に現存してゐることは、夙に人々の熟知せられるところです。この以外、義公が皇室を尊崇された事蹟、並に公が日常の動作に顯はれた事柄は少なくありませんが、今、茲では其の總てを省略することゝ致します。

公が大日本史を編修された間に、他の多くの書籍をも編纂校訂されたのであります。中にも「禮儀類典」「扶桑拾葉集」「釋萬葉集」などは、最も有益な大著で、この「釋萬葉集」は僧契沖をして注せしめたものであることも世間の周知のことであります。公はまた「舊事本紀」「古事記」「日本書紀」「續日本記」「續日本後記」「文德實錄」「三代實錄」の既刊本にある誤謬を訂し、諸書を參考して異同を標註し、それらの書籍には、一々みづから跋文を作り、これを書き入れ、凡て江戸の昌平學舎に藏められたとのことであります。公は其一代のうちに、編集、増補、校訂された書目は、「桃源遺事」の中に次の通り多數列記されて居ります。

「大日本史」「禮儀類典恒例臨時」五百卷、「扶桑拾葉集」三十卷、「南朝事跡」「保元平治物語參考」「田村九事跡考」「源平盛衰記」「同參考」「楠記事」「舜水文集」「太平記參考」「新撰年中行事」「神道集成」「成憲摘要」「歷代大臣考」「萬葉集解」「月卿初任」「鎌倉日記」「新編鎌倉志」「記錄年代考」「系

譜補」「諸記年月考」「日次記考證」「花押藪」「慎終日錄」「草露貫珠」「新撰文集目錄」「新撰詩集附錄」

附錄」「水城實錄」「常陸國誌」「家乘日錄」「視聽日錄」「沈張蔣詩文附筆談」「張非文筆語」「遼菴詩稿」

「霞池省菴手簡」「六國史」「和漢松梅百題」「同探餘」「都氏文集」「惺窩文集」「洪武正韻」「萬葉集

句」「萬葉目安」「山吹日記」「新撰近代帝系」「近代諸士傳略」「甲寅紀行」「諸國土宜備考」「西行

雜錄」「南行雜錄」「續南行雜錄」「又續南行雜錄」「金澤蠹餘殘編」「和蘭譯語」「雜錄書法纂要」「致

祭儀節」「桑鮮筆語」「瑞龍墓誌纂」「禮樂疎釋奠儀」「啓聖公祠祀」「釋奠儀諺解」「改定議註諺解」

「祠堂時祭諺解」「墓祭諺解」「朱子談綺」「文苑雜纂」

公は又朝命を奉し、詩歌の作を上つられたことが度々ございまして、御西天皇の「雪朝遠望」といふ

勅題に對し、三首の律詩を賦して上り、また延寶八年西曆一六八〇年
皇紀二三四〇年には「扶桑拾葉集」を繕寫し、表

を上つて後西天皇に獻じられましたが、天皇はこれに「扶桑拾葉集」の名を賜うて、勅撰に准せられ

たのであります。また天和元年西曆一六八一
皇紀二三四一年には靈元天皇の詔を拜し、「鳳足硯銘」を作つて之を上り

帝は宸翰を賜うて御嘉賞あらせられましたが、その宸翰の中に「備武兼文絶代名士」の御句のありま

したのを、公は深く之を難有き御事とし、此の文字を篆刻した印章を作られたのであります。即ち

四角の印材の中央に「勅賜」の二字、右方に「備武兼文」左方に「絶代名士」の文字を配し、長く其

名譽を記念せられたのであります。

また公が智勇の程を顯はされた事蹟は随分に多く、公が致仕後、六十七歳の時、かの藤井紋太夫を手刃せられたことなどは其の一つで、老いても其意氣が衰へず、その思慮深き態度、沈着な舉措に至つては、實に驚嘆に値するものがありますが、更に敬服すべきは公の心事の公明正大なことであります。公が手にかけられた紋太夫には、妻及び遺兒(男子二名)がありましたので、有司は是等家族を處置しようとしましたが、公は之を留め、「本人は罪ありて其罰を受けたが、その妻子には何等の罪はない。我に敵對もやせんと考へから、其方共は心を配るのであらうが、能く聞けよ、むかし大舜は鯀ゴウを誅せられしも、鯀の子の禹は舜に仕へて二心を挾まなかつたではないか。されば罪ありて父の誅せられたのを、どうして其の主を恨むことがあらう。若し予にして彼等に討たるゝ程の事運ならば、外にも災に逢うであらうぞ。構へて彼等を殺してはならぬ」と厳しく命せられたので、紋太夫の妻子は後難なく、親類に預けられ、且つ安んじて親、夫の菩提を弔ふことが出来たのであります。私は先年水戸の彰考館にまゐつた節、公が自書され、常に左右に置かれたといふ過去帳を拜見いたしました。その帳は方六寸、厚さ五六分位のもので、月初の一日より月末の三十日に至る其日毎の日附の所に、上は天子の尊きより下は藩士百姓の末に至るまで、苟も公の知り給へる人で故人となつたものゝ名を書き留められ平素、其日々に其人々の冥福を祈られたもので、彼の罪ありて手刃せられた紋太夫其人の名までも、此の過去帳のうちに自書せられて、他と等しく其冥福を祈られた公の心事の公明正大さを、親しく拜見

しました時は、その偉大な人格に打たれて、唯々感嘆の外なく、思はず落涙した程でございます。

更にまた公の心事の公明正大さを知ることの出来るのは、公の壽藏の碑に刻まれた一文であります、公は致仕して西山に隱居された年に、歴任の衣冠魚帶を瑞龍山先塋の側に埋め、その上に壽藏の碑を建て、碑面には自ら「梅里先生墓」と書かれ、刻字は初め朱を入れましたが、後に金泥に改められたといふことであります。そして此の碑陰の文は、公の自作で、公の宿志を述べられたもので、誠に克く公の面目が躍如としてゐる一大文字であります。私は親しく實地に此の碑を拜し、且つ其拓本を求め歸り、これを表装して書齋の床に掲げ、日夕これを誦して公の高徳を偲んで居ります。左にその全文を録しませう。

先生常州水戸産也、其伯疾、其仲夭、先生夙夜陪膝下、戰々兢兢、其爲人也、不滯物、不著事、尊神儒而駁神儒、崇佛老而排佛老、常喜賓客、殆市于門、每有暇讀書、不求必解、歡不歡歡、憂不憂憂、月之夕、花之朝、斟酒適意、吟詩放情、聲色飲食不好其美、第宅器物不要其奇、有則隨有而樂胥、無則隨無而晏如、自蚤有志編史、然罕書可徵、爰搜爰購、求之得之、微遜以稗官小說、撫實闕疑、正閏皇統、是非人臣、輯成一家言、元祿庚午之冬、累乞骸骨致仕、初養兄之子爲嗣、遂立之襲封、先生宿志於是乎足矣、旣而還鄉、卽日相攸瑞龍山先塋之側、瘞歷任之衣冠魚帶、載封載碑、自題曰梅里先生墓、先生之靈、永在於此矣、嗚呼骨肉委天命所終生之處、水則施魚鼈、山則飽禽獸、何用

劉伶之鋪乎哉、其銘曰、

月雖隱瑞龍雲、光暫留西山峰、建碑勒銘者誰、源光圀字子龍。

と。此一文、さすがに公の自作であり、公の心事が歴然と示され、實に貴き極みであると、私は固く信するものであります。また公は此の自作の文章一篇が脱稿すると同時に、左の通りの書翰を儒臣吉弘元常に宛てゝ送られたのでした。

此度下官壽藏之上自然石を建、碑面に梅里先生墓と彫申候。就夫碑陰に少々我等年來の趣意を刻申度候故、頃日致下書候。素文不調法、別而見苦候へ共、此趣は從佗しては難書事に候間、自身先づ下書致候、貴殿一覽にて、思ひ寄之處御座候はゞ、點削所希也。是は萬々歳殘て天下の口碑に預申事に候間、必々無腹藏御申聞可給候。儒佛之論此まゝ指置申度候、定而足下之氣には入申間敷と存候、後々は沙汰に而不苦候。其内は成程音密に致候間、親子兄弟へも深御慎に而可給候。 頓首

十三日

西山隱士

吉弘足下

と。公の心事は此の書中に躍動してゐるではありませんか。

公は明朝の遺臣之瑜朱舜水が造詣深い大儒であることを聞かれ、寛文五年(西暦一六六五年、皇紀二三三五年)、公年三八歳の時に禮を厚うして之を江戸に招聘し、師として道を問ひ、講學に勉められたのであります。舜

水は公の知遇に感激し、老の身を公に捧げて其の指導啓沃に全力を傾注しました。舜水が古稀の齡を迎へた時、公はその壽筵を後樂園に開かれたのであります。また舜水が病ひに臥した時は、みづから其の邸に臨んで疾を視、且つ使者を遣はして日々の病狀を問はせられたので、舜水は

「古より人君、善を好み勢ひを忘るゝこと此に至るものあらず」

と感泣いたしました。かくて舜水は天和二年（西曆一六八二年 皇紀二三四二年）四月十七日、遂に江戸駒込の邸で亡くなりましたが、享年八十有三。公は大に追悼され、文恭先生と諡して瑞龍山下に葬られたのであります。

私は先年、瑞龍山の公の御墓に參詣しました時、この舜水の墓にも默拜いたしました。傳ふる所によりますと、公はまた舜水の木像を作らせ、これを瑞龍山の寶庫に納められ、また舜水の祠堂を駒込の邸内に作らせ、みづから臨んでこれを祭られ、且つその遺文若干卷を校刻されて、それには「門人源光圀輯」と署名せられてあります。舜水の所謂「人君善を好み勢ひを忘るゝこと此に至るものあらず」とは、眞に公の心事をいひ得たものと申さねばなりません。かくて舜水の歿後十四年、元祿八年（西曆一六九五年 皇紀二三三五年）には、舜水のために碑を建てられ、その碑面には公みづから「明徴君子朱子墓」と題され、碑陰の文は史臣安積澹泊をして撰ばしめられたのであります（其の碑文は茲に省略す）

月は滿つれば虧け、花は咲けば散る。人生一百載の壽なきを奈何せん。公は元祿十三年（西曆一七〇〇年 皇紀二三六〇年）十二月六日、寅の後刻（午前六時）、終に西山に於て永久の眠りに就かれたのであります。年七十又三、病氣

は今日の胃癌であつたと推測されます。聞けば薨去の前年（元禄十三年）、秋の頃から其の病症の徴候が見え、翌年の春には漸次食欲も減退し、日増しに衰弱が加はり、十月には重病の報が傳へられました。で、繼嗣綱條公は江戸から歸省せられ、將軍よりは態々慰問の使者を水戸を遣はされることになりました。かくと聞かれた公は、山莊にありて將軍の使者を受くるは非禮なりとし、疾を力めて乗馬に跨り、水戸城に入りて上使と對面し、その謝辭を陳べられたのであります。この行、左右の者は頻に駕籠を命ぜられるやうと申し上げましたが、公は「駕籠は武士の乗るべきものでない」とて、その勧めを斷然に斥けられたと傳へられます。公の住居の西山から水戸までは、行程凡そ五里半、しかも公は乗馬で往復されたのでした。私も此の西山と水戸との間を、先年往復いたしました。往復十一里の此のそれより西山までは自動車で赴き、歸途は西山から水戸まで自動車を駛りました。往復十一里の此の道、難路ではありませんが、公は七十三歳の老齡、しかも致命の大患を惱みながら、武士の本分であるどて駕籠を斥け、乗馬で往復された豪毅の精神は、洵に嘆服の至りであります。かくて公は西山に歸臥されて後、次第に重態に陥り、終にその年十二月六日、山莊で白玉樓中の人となり、その十二日瑞龍山先塋の傍に葬り、私に義公と諡せられ、七十三年の公が一代の幕は閉じられたのであります。私は今此の稿を結ぶに當り、我が朝廷は如何に公を追録せられたかを書き添へたいと思ひます。

公が薨去の後一百三十餘年、即ち天保三年（西曆一八三二年）壬辰九月十三日、仁孝天皇には特に公の偉功

を追録せられ、使を差遣して左の宣命を賜はりました。

「嗜義之至、修身之潔、行無瑕玷、學通古今、闕廷之尊、久感激烈、閭里之鄙、永仰流風、研究本朝典籍、著述之盛、事大成、覃及稽古精力、緒餘之遺迹有益、禮此先賢、賞其奮勳、贈以權大納言從二位」

と。此の宣命は決して幕府から奏請したものでなく、全く天皇の聖慮に出でたものと承ります。その後三十餘年、明治二年(西曆一八六九年 皇紀二五二九年)己巳十二月二十五日、明治天皇には更に左の宣命を下し賜はりました。

「方兵革始息、文教未明之時、首唱尊王之大義、正君臣之名分、殊盡心修史、以興千古之廢典、追感其功績、贈從一位」

同六年(西曆一八七三年 皇紀二五三三年)癸酉三月には、祠を水戸常磐の里に建て、烈公を合祀し、社號を常磐神社とすることを許され、同七年(西曆一八七四年 皇紀二五三四年)甲戌十月には、公に高讓味道根命の神號を賜はり、翌八年(西曆一八七五年 皇紀二五三五年)乙亥四月四日には、車駕、東京小梅の水戸邸に臨幸あり、公及び烈公の遺書天覽ありて歆感淺からず、裔孫昭武に對し、次の勅語を賜はつたのであります。

「朕 親臨觀光園齊昭等遺書、思其功業、汝昭武繼遺志、其能益勉勵」

と。洩れ承る處によりますと、陛下には、此の日、此の勅語を賜ひて後、御製の御復案が成りました

ので、侍座の三條實美卿を顧みたまひ、御製の筆記を命ぜられたのでありましたが、咄嗟の折柄とて卿は徳川家接待委員が腰にしてゐた矢立を借受け、半紙をのべて、さらくと仰のまゝに書き認め、陛下の御覽に供へられたを、陛下は一見、徐に首肯せたまひ、これを當主昭武に賜はつたのであります。その御製は

花ぐはし櫻もあれど此宿の代々の心を我はとひけり

と。かくて陛下は還幸の後更に宸筆を以て此の御製を短冊に遊ばしたのを下し賜はり、現に水戸家に珍襲されてをります。藩祖以來、水戸家は代々勤王の心盡し淺からざりしが、今や聖天子の御鑑賞にあづかり、無上の面目を施したのであります。

明治十五年(西曆一八八二年 皇紀二五四二年)壬午十二月には、更に勅あり、常磐神社を別格官幣社に列せられ、同三十年(西曆一九〇〇年 皇紀二五六〇年)庚子十一月、車駕、常陸の笠間に行幸の時、特に勅使御差遣あり、瑞龍山なる我が義公の墳墓に就き、正一位を贈られたのでありますが、その詔は

「夙ニ皇道ノ隱晦ヲ慨ヒ、深ク武門ノ驕盈ヲ恐レ、名分ヲ明ニシテ、志ヲ筆削ニ託シ、正邪ヲ辨シテ、意ヲ勸懲ニ致セリ、洵ニ是レ勤王ノ倡首ニシテ、實ニ復古ノ指南タリ、朕適々常陸ニ幸シ、追念轉々切ナリ、更ニ正一位ヲ贈リ、以テ朕カ意ヲ明ニス」

と。義公逝いて二百年、この優詔を賜る。いかに公が大人格者であつたことが察せらるゝではあります。

せんか。

その後三十年、今上陛下、常陸の野に行幸あらせられ、公及び水戸家累世の忠誠を嘉したまひ、特に水戸の徳川家を公爵に陞叙ありしことは、誠に以て一門の光榮と申すべきことであります。

私は筆を擱くに際し、更に茲に公の家訓を掲げ以て自箴としたいと存じます。

光圀 公家訓

苦は樂の種、樂は苦の種と知るべし。主人と親は無理なるものと思へ、下人は足らぬものと思へ。子程に親を思へ、子なき者は身に校べて近き手本とすべし。色と酒とは敵と知るべし。掟に恐れよ。火に恐ぢよ。無分別者に恐ぢよ。堪忍を忘るゝことなかれ。朝寢すべからず。深く興言すべからず。物争すべからず。被官は家を定めよ、主人は被官に慈悲せよ。分別は堪忍にありと知るべし。九分は善し。十分は必ずこぼるゝと知るべし。

古歌に

事足れば足るに任せて事足らず足らずで事足る身こそ安けれ

草の葉に其程々に置く露の落つるは同じ人の世の中